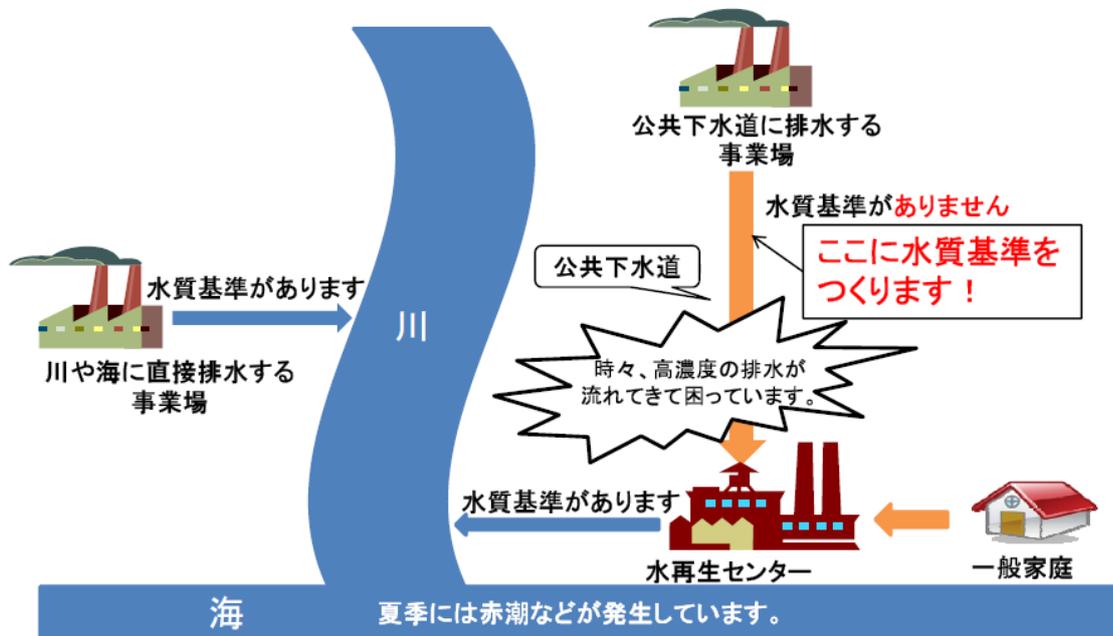


1 事業場から公共下水道への排水に対する規制について

1 背景

本市では、川や海に直接排水する事業場や水再生センターに対して、水質汚濁防止法に基づき、窒素・りんを規制していますが、公共下水道に排出する事業場排水に対しては、これまで規制をしてきませんでした。

この数年、時々、水再生センターに高濃度の窒素、りんが流入し水再生センターの処理に支障をきたしかねず、また、公共用水域に過大な負荷を及ぼしかねない事態が生じていることから、公共下水道に排出する事業場排水の規制について平成 20 年 6 月に環境創造審議会に諮問し、11 月に答申をいただきました。



図一 1 窒素・りんの水質規制の現状

2 答申の概要

水再生センターの負荷を抑制し、人の健康の保護と富栄養化対策の一層の推進を図るため、横浜市においても速やかに公共下水道に排水する事業場に対して、窒素、りんを規制する必要があると示されております。

3 今後の対応について

- (1) 横浜市下水道条例ではこれまで、シアン、鉛、水銀などの項目を定めて規制を行っていますが、答申をふまえ、窒素やりんの項目を追加してまいります。
- (2) 規制の実施にあたっては、事業者へのヒアリング調査結果や、現在募集中の市民意見などを踏まえて、規制内容を精査し、平成 21 年第 1 回市会定例会に横浜市下水道条例の一部改正案の上程を予定しています。